

報告第1号

損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年1月18日

西脇市長 片山 象三

1 西脇市専決第8号

事故発生日時	平成29年10月22日～23日 時間不明
事故発生場所	西脇市比延町 245番地の1
相手方	比延町
原因・状況等	衆議院議員総選挙及び西脇市議会議員選挙のため設置していたポスター掲示板が暴風を受けて倒れ、公民館フェンスに損傷を与えた。
損害賠償の額	相手方公民館フェンス修理費 199,800円を賠償する。 その余の請求権の放棄
専決処分した日	平成29年11月30日

2 西脇市専決第9号

事故発生日時	平成29年10月22日～23日 時間不明
事故発生場所	西脇市塚口町 205番地
相手方	塚口町
原因・状況等	衆議院議員総選挙及び西脇市議会議員選挙のため設置していたポスター掲示板が暴風を受けて倒れ、公民館フェンスに損傷を与えた。
損害賠償の額	相手方公民館フェンス修理費 253,800円を賠償する。 その余の請求権の放棄
専決処分した日	平成29年11月30日

3 西脇市専決第10号

事故発生日時	平成29年10月22日～23日 時間不明
事故発生場所	西脇市黒田庄町船町 414番地
相手方	黒田庄町船町
原因・状況等	衆議院議員総選挙及び西脇市議会議員選挙のため設置していたポスター掲示板が暴風を受けて倒れ、公民館フェンスに損傷を与えた。
損害賠償の額	相手方公民館フェンス修理費 291,600円を賠償する。 その余の請求権の放棄
専決処分した日	平成29年12月5日

4 西脇市専決第11号

事故発生日時	平成29年10月22日～23日 時間不明
事故発生場所	西脇市日野町32番地の1 浦池
相手方	日野町
原因・状況等	衆議院議員総選挙及び西脇市議会議員選挙のため設置していたポスター掲示板が暴風を受けて倒れ、池のフェンスに損傷を与えた。
損害賠償の額	相手方フェンス修理費 189,432円を賠償する。 その余の請求権の放棄
専決処分した日	平成29年12月5日

5 西脇市専決第12号

事故発生日時	平成29年10月22日～23日 時間不明
事故発生場所	西脇市落方町 415番地の1
相手方	市内男性
原因・状況等	衆議院議員総選挙及び西脇市議会議員選挙のため設置していたポスター掲示板が暴風により飛ばされ、相手方所有の建物に当たり、外壁に損傷を与えた。
損害賠償の額	相手方建物修理費 12,960円を賠償する。 その余の請求権の放棄
専決処分した日	平成29年12月7日

6 西脇市専決第13号

事故発生日時	平成29年10月22日～23日 時間不明
事故発生場所	西脇市黒田庄町門柳 588番地の11
相手方	市内男性
原因・状況等	衆議院議員総選挙及び西脇市議会議員選挙のため設置していたポスター掲示板が暴風により飛ばされ、相手方所有の建物に当たり、外壁に損傷を与えた。
損害賠償の額	相手方建物修理費 70,000円を賠償する。 その余の請求権の放棄
専決処分した日	平成29年12月7日

7 西脇市専決第14号

事故発生日時	平成29年10月22日～23日 時間不明
事故発生場所	西脇市平野町 146番地の4
相手方	市内男性
原因・状況等	衆議院議員総選挙及び西脇市議会議員選挙のため設置していたポスター掲示板が暴風により飛ばされ、相手方所有の建物に当たり、外壁に損傷を与えた。
損害賠償の額	相手方建物修理費 38,232円を賠償する。 その余の請求権の放棄
専決処分した日	平成29年12月14日

8 西脇市専決第15号

事故発生日時	平成29年10月22日～23日 時間不明
事故発生場所	西脇市下戸田 486番地の3
相手方	市内男性
原因・状況等	衆議院議員総選挙及び西脇市議会議員選挙のため設置していたポスター掲示板が暴風により飛ばされ、相手方所有の建物に当たり、外壁に損傷を与えた。
損害賠償の額	相手方建物修理費 45,490円を賠償する。 その余の請求権の放棄
専決処分した日	平成29年12月14日

9 西脇市専決第16号

事故発生日時	平成29年10月22日～23日 時間不明
事故発生場所	西脇市和布町97番地先
相手方	兵庫県
原因・状況等	衆議院議員総選挙及び西脇市議会議員選挙のため設置していたポスター掲示板が暴風を受けて倒れ、歩道柵に損傷を与えた。
損害賠償の額	相手方歩道柵修理費 172,800円を賠償する。 その余の請求権の放棄
専決処分した日	平成29年12月22日